

公益財団法人岩手県体育協会スポーツ仲裁に関する規程

公益財団法人岩手県体育協会及び加盟団体が主催する競技会又はその運営に関して行った決定に対する不服申立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人岩手県体育協会の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。